

## 仕 様 書

- 1 業務名 : 令和6年度県内遺跡発掘調査等に係る磁気探査業務委託
- 2 事業箇所 : 普天間飛行場内(宜野湾市)
- 3 履行期間 : 契約締結日～令和7年2月28日
- 4 業務概要 : 埋蔵文化財包蔵地の確認調査区域において、磁気探査を行う。
- 5 数量 : 数量表を参照
- 6 基本事項
  - (1) 仕様書等の遵守
    - ア 本業務は、本仕様書及び労働基準法等の諸法令をはじめ、委託者作成『安全衛生管理マニュアル』に基づき実施すること。
    - イ 上記及び設計図書に明記なき事項といえども、技術的に当然施工すべき事項が生じた場合は受託者の負担において実施するものとする。
  - (2) 文化財の保護・保全

本業務は埋蔵文化財の調査に伴う業務であることを十分に理解し、文化財を不用意に破壊しないよう慎重に実施すること。なお、地形や遺跡の検出状況、地下の堆積状況によっては設計変更等が十分想定されるため、沖縄県立埋蔵文化財センターの担当調査員(以下、「調査職員」という。)との連絡を密にすること。
  - (3) 現場責任者

受託者の現場責任者は、沖縄県土木建築部が定める「磁気探査業務における管理技術者の資格要件」に該当する者とする。また、本業務に携わる者のうち、この業務を実施する上で必要となる有資格・免許者については、それぞれ資格・免許を証明する書類を併せて提出すること。
  - (4) 作業日時

作業時間は、原則として午前9時から午後4時30分までとする。
  - (5) 道路等の施設保護

器材等の運搬に道路等を使用するときは、積載物の落下等による路面の損傷・汚損等の防止に努め、損傷・汚損等があった場合には速やかに復旧・清掃等の対応を行うものとする。
  - (6) 米軍開催の不発弾講習の受講

本業務に携わる者は、米軍が開催する不発弾講習を受講することとなっているため、調査職員と日程調整を行い、受講すること。ただし、過去に受講済みの者は再度の受講は不要とする。
- 7 米軍施設内への入域手続き及び行動の制限等
  - (1) 本業務の契約後、入域パスの取得又はエスコートによる入域に備え、速やかに入域予定者及び車両の検討・決定を行うこと。
  - (2) 前項に追加して入域する人物もしくは車両がある場合は、調査職員と調整のうえ速やかに申

請書類の準備を行うこと。

- (3) 本業務の契約後、速やかに作業で用いる使用機器材を記載した器材リストを提出すること。
- (4) 本業務は米軍基地内での作業となるため、出入門、交通規制、その他基地内における行動は、基地諸則及び調査職員の指示に従うこと。
- (5) 受託者は入域する車両を最小限に留めるものとする。
- (6) 本業務は稼働中の基地内における業務であるため、調査区以外の場所及びフェンス付近をむやみに立ち歩かないこと。
- (7) 米国及び米軍の祝日について、基地内への入域及び現地作業は実施できないものとする。
- (8) 入域パスは原則として調査職員が管理し、毎日の作業開始前に大山ゲート前駐車場において配布し、作業終了時に回収するものとする。
- (9) 基地内の施設は使用不可とし、飲料水等はあらかじめ準備した上で入域すること。またトイレは委託者が設置したものを使用すること。
- (10) 基地内の火災予防並びに在来施設の保護には十分注意を払うものとし、万一不注意により破損した場合は、調査職員と協議の上、受託者の負担において早急に補修し、現状に復旧するものとする。

## 8 磁気探査

- (1) 本業務は、表層探査及び確認探査を行うものである。
- (2) 磁気探査は沖縄県土木建築部作成「磁気探査実施要領」に基づき実施すること。なお、想定する不発弾は5インチ砲弾とする。
- (3) 異常物が埋蔵文化財である可能性もあることから、異常物の確認・撤去に際し、事前に調査職員の承諾を得るものとする。
- (4) 異常物が爆弾等の危険対象物であった場合は、掘削を一時中断し、バリケード等の安全対策を行うとともに速やかに調査職員に報告し、必ずその指示を受けること。
- (5) 着手前に業務計画書を作成して工程の打ち合わせを行うとともに、磁気探査計（磁気傾度計）の整備、関係機関への作業許可の申請を必ず行うこと。
- (6) 実施に当たっては委託者と連絡調整を密にし、相互に支障のないようにすること。
- (7) 磁気探査は、委託者より指示された所定の区域において磁気探査計（磁気傾度計）を用いて行うものとする。
- (8) 磁気探査は、測点記録より磁気異常の位置を直ちに確認できるようにすること。
- (9) 磁気探査の実施場所が鉄類等による磁気変化の影響を受けやすい場所で、探査結果が明確にならない等の問題が生ずると予想される場合は、その影響をなくすよう工夫するとともに、報告書に原因及び掘削実施に伴う注意事項等を明記すること。
- (10) 磁気探査によって記録されたデータを解析することで異常点の磁気量、埋没深度等を計算し、図にプロットの上、異常点の集約を行うことで、異常点位置及び磁気測定値一覧表を作成すること。
- (11) 資料解析の結果、異常値が認められた箇所については、委託者と協議しながら異常値の原因発見及び撤去を行うものとする。
- (12) 確認掘削による異常値の原因の撤去後、確認のための再度探査を行うこと。

- (13) ここで異常値が認められた場合は、原因の発見・撤去を行い、再び確認探査を行うこと。
- (14) 水平探査から確認探査までの作業を繰り返し、委託者の指示した区域、深度に危険対象物のないことを現場にて委託者の立会いのもとで確認を受け、作業を終了とする。
- (15) 現場写真については、探査地点ごとに撮影する。
- (16) 探査または掘削時における不発弾等の事故については、受託者が全責任を負うものとする。  
なお、現場着手前に普通傷害保険（危険担保特約条項付）または労働災害総合保険に加入し、その証書を委託者に提出するものとする。
- (17) 実施数量（探査面積、探査日数及び異常点数）に変更があるときは、調査員と協議の上、後日精算するものとする。

## 9 安全衛生管理

### (1) 発掘作業の安全確保

受託者は、業務を実施するにあたり、労働安全衛生法等の諸法令等を遵守し、安全確保に努めなければならない。

### (2) 事故等の防止

ア 受託者は、常に安全に留意して現場管理を行い、事故、災害等の防止を図らなければならない。万一事故、災害等が発生した場合、受託者はすみやかに応急処置や被害拡大防止等の必要な措置を講ずるとともに、担当者に報告しなければならない。

イ 受託者は、発掘作業期間中、保安に関する処置、予防効果の確認等を行い、現地作業における安全意識の高揚を図らなくてはならない。

### (3) 調査区等の安全整備

受託者は、調査区の整理整頓、作業中、終了時の片付け等、安全整備に努めなければならない。

### (4) 保安対策

受託者は、交通安全、災害、公害防止及び防犯等について、万全を期すものとする。

### (5) 公害防止

受託者は業務中、周辺の自然ならびに生活環境へ悪影響を及ぼさないように努めるものとする。

### (6) 災害防止

受託者は、大雨・雷・竜巻等の警報、注意報が発令された場合、及び必要と認められる場合は、調査現場及びその周辺の災害防止に万全を期さなくてはならない。

## 10 成果品

成果品の内容は次の通りとし、これらを取りまとめた報告書1部とデジタルデータ1部（PDF）を提出するものとする。

- ①探査概要
- ②探査機器一覧
- ③探査方法
- ④探査側線図
- ⑤異常点位置図
- ⑥磁気測定値一覧

⑦確認異常物写真

⑧その他、必要となる事項

#### 11 その他

- (1) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### 数量表

	探査箇所	計
表層探査	40m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>
確認探査	1点	1点

※令和7年1月下旬から2月上旬に実施予定。

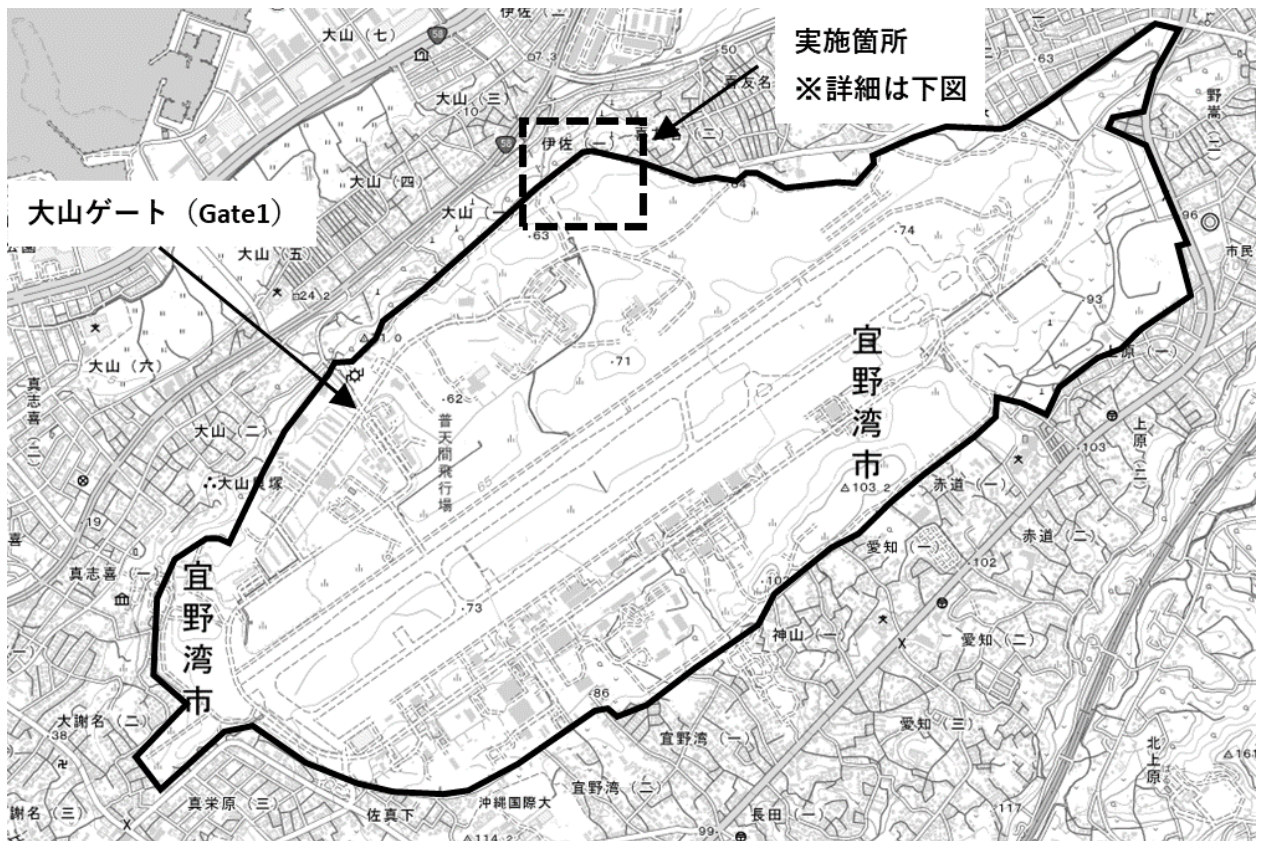
※確認探査は想定点数。実績で精算を行う。

※確認探査の掘削は人力で行う。

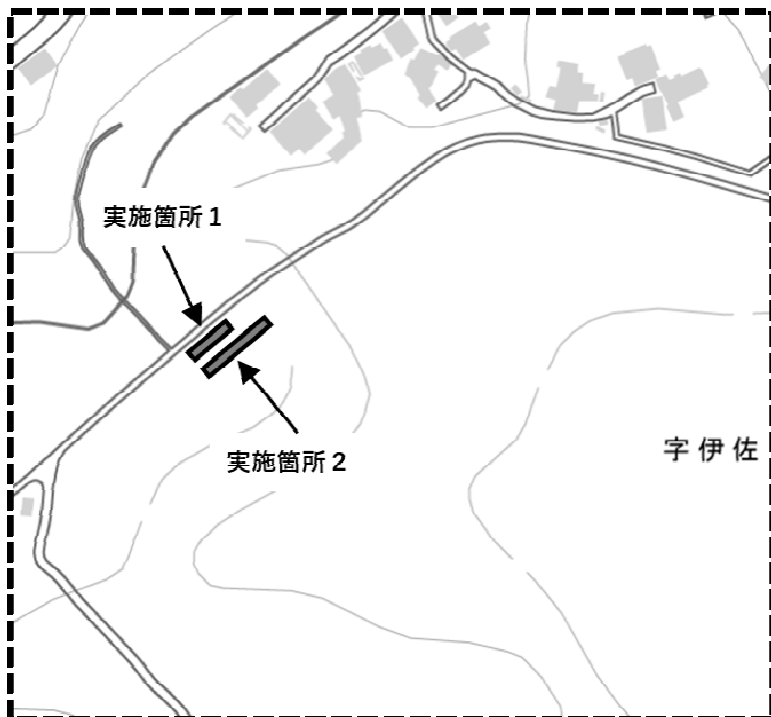
※所要日数1日（1日で探査を実施）。

※伐採は埋蔵文化財センターが行う。

# 磁気探査実施位置図



## 実施箇所拡大図



<実施箇所 1>  
長さ：30m  
幅：5m

<実施箇所 2>  
長さ：50m  
幅：5m